



各 位

2020 年 2 月 27 日

会社名 日本ペイントホールディングス株式会社
 代表者名 代表取締役会長 兼 社長 CEO 田中 正明
 (コード番号：4612 東証第一部)
 問合せ先 インベスターリレーション部長 田中 良輔
 (TEL 06-6455-9140)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2020年3月26日開催の当社第195回定時株主総会に、下記のとおり定款の一部変更について付議することを決議しましたので、お知らせします。

1. 定款変更 提案の目的

- (1) 当社は、経営の透明性・客観性・公正性の向上、ならびに監督と執行の分離および強化をはかるため、指名委員会等設置会社に移行します。このため、各委員会および執行役に係る規定の追加、監査役および監査役会に係る規定の削除等の所要の変更を行います。
- (2) 指名委員会等設置会社に移行後に取締役および執行役が期待される役割を十分に発揮できるよう、取締役会の決議によって法令に定める範囲で責任を免除できる旨の規定として定款第25条第1項および第33条を新設します。

なお、定款第25条第1項および第33条の新設に関しましては、各監査役の同意を得ています。

2. 変更の内容

変更の内容は、以下のとおりであります。

(下線は変更部分を示します)

現行定款	変 更 案
第1章 総 則 第1条～第3条 (省略)	第1章 総 則 第1条～第3条 (現行どおり)
(機関) 第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) <u>監査役</u> (3) <u>監査役会</u> (4) 会計監査人	(機関) 第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) <u>指名委員会、報酬委員会および監査委員会</u> (3) <u>執行役</u> (4) 会計監査人
第5条 (省略)	第5条 (現行どおり)

現行定款	変更案
第2章 株 式	第2章 株 式
第6条～第9条 (省略)	第6条～第9条 (現行どおり)
(単元未満株式の買増請求) 第10条 ① (省略) ② 買増請求をすることができる時期、請求の方法等については、取締役会 <u>で</u> 定める株式取扱規則による。	(単元未満株式の買増請求) 第10条 ① (現行どおり) ② 買増請求をすることができる時期、請求の方法等については、取締役会 <u>または取締役会の決議による委任を受けた執行役が</u> 定める株式取扱規則による。
(株主名簿管理人) 第11条 当社は、株主名簿管理人を置く。株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、これを公告する。	(株主名簿管理人) 第11条 当社は、株主名簿管理人を置く。株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会 <u>または取締役会の決議による委任を受けた執行役</u> によって選定し、これを公告する。
(株式取扱規則) 第12条 当社の株式に関する取扱および株主の権利行使に際しての手続等については、法令または本定款に別段の定めがあるもののほか、取締役会 <u>で</u> 定める株式取扱規則による。	(株式取扱規則) 第12条 当社の株式に関する取扱および株主の権利行使に際しての手続等については、法令または本定款に別段の定めがあるもののほか、取締役会 <u>または取締役会による委任を受けた執行役が</u> 定める株式取扱規則による。
第3章 株主総会	第3章 株主総会
第13条～第14条 (省略)	第13条～第14条 (現行どおり)
(株主総会の議長) 第15条 ① <u>当社の株主総会の議長は、取締役社長これに当る。</u> ② <u>取締役社長事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役これに代る。</u>	(招集権者および議長) 第15条 ① <u>株主総会は、取締役会長が招集する。取締役会長に欠員または事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集する。</u> ② <u>株主総会は、取締役会長が議長となる。取締役会長に欠員または事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役または執行役が株主総会の議長となる。</u>
第16条～第19条 (省略)	第16条～第19条 (現行どおり)
第4章 取締役および取締役会	第4章 取締役および取締役会
第20条～第21条 (省略)	第20条～第21条 (現行どおり)
(代表取締役および役付取締役) 第22条 ① 取締役会は、その決議をもって <u>代表役取締役</u> を選定する。 ② <u>取締役会は、その決議をもって取締役会長、取締役社長を選定することができる。</u>	(取締役会長) 第22条 取締役会は、その決議をもって <u>取締役会長</u> を選定する。 (削除)

現行定款	変更案
<p>(役付取締役の分掌)</p> <p>第23条 ① <u>取締役会長は、取締役会を司る。</u></p> <p>② <u>取締役社長は、取締役会の決議を執行し、会社の業務を統理し、取締役会長が欠員であるとき、または事故あるときは、取締役会を司る。</u></p>	<p>(取締役会の招集権者および議長)</p> <p>第23条 ① <u>取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会長がこれを招集し、議長となる。</u> (削除)</p>
<p>③ <u>取締役社長事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役これに代る。</u></p>	<p>② <u>取締役会長に欠員または事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</u></p>
<p>第24条 (省略)</p>	<p>第24条 (現行どおり)</p>
<p>(報酬等)</p> <p>第25条 <u>取締役の報酬等は、株主総会の決議をもって定める。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>(社外取締役の責任限定契約)</p> <p>第26条 (新設)</p> <p>当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間で、同法第423条第1項に定める責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額とする。</p>	<p>(取締役の責任免除)</p> <p>第25条 ① <u>当社は、取締役会の決議によって、取締役(取締役であった者を含む。)の会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。</u></p> <p>② 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間で、同法第423条第1項に定める責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額とする。</p>
<p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第27条 <u>取締役会の招集の通知は、各取締役および各監査役に対し、会日の3日前までに発するものとする。ただし緊急のときは、これを短縮することができる。</u></p>	<p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第26条 <u>取締役会の招集の通知は、各取締役に対し、会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急のときは、これを短縮することができる。</u></p>
<p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第28条 当社は、取締役全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。<u>ただし、監査役が異議を述べたときは、この限りではない。</u></p>	<p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第27条 当社は、取締役全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p>

現行定款	変更案
第29条 (省略)	第28条 (現行どおり)
第5章 監査役および監査役会	(削除)
(員数)	(削除)
第30条 当社の監査役は、5名以内とする。	
(選任方法)	(削除)
第31条 ① 監査役は、株主総会で選任する。	
② 監査役の選任は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってする。	
(常勤の監査役)	(削除)
第32条 常勤の監査役は、監査役会の決議をもって選定する。	
(任期)	(削除)
第33条 ① 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会終結の時までとする。	
② 補欠として選任された監査役の任期は、前任者の残任期間と同一とする。	
(報酬等)	(削除)
第34条 監査役の報酬等は、株主総会の決議をもって定める。	
(社外監査役の責任限定契約)	(削除)
第35条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間で、同法第423条第1項に定める責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額とする。	
(監査役会の招集通知)	(削除)
第36条 監査役会の招集の通知は、各監査役に対し、会日の3日前までに発するものとする。ただし緊急のときは、これを短縮することができる。	

現行定款	変更案
<p>(監査役会規則) <u>第37条 監査役会に関する事項については、法令または本定款に別段の定めがあるもののほか、監査役会で定める監査役会規則による。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>(新設) (新設)</p>	<p><u>第5章 指名委員会、報酬委員会および監査委員会</u> (各委員の選定方法) <u>第29条 当会社の指名委員会、報酬委員会および監査委員会の委員は、取締役の中から、取締役会の決議により選定する。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>(各委員会規則) <u>第30条 各委員会の権限その他各委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める各委員会規則による。</u></p>
<p>(新設) (新設)</p>	<p><u>第6章 執行役</u> (執行役、代表執行役および役付執行役) <u>第31条 ① 取締役会は、その決議によって、執行役を選任する。</u> <u>② 取締役会は、その決議によって、代表執行役を選定する。</u> <u>③ 取締役会は、その決議によって、執行役社長、執行役副社長、専務執行役、常務執行役を定めることができる。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>(執行役の任期) <u>第32条 執行役の任期は、選任後1年以内に終了する最終の事業年度の末日までとする。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>(執行役の責任免除) <u>第33条 当会社は、取締役会の決議によって、執行役(執行役であった者を含む。)の会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。</u></p>
<p><u>第6章 計 算</u> <u>第38条～第41条</u> (省略)</p>	<p><u>第7章 計 算</u> <u>第34条～第37条</u> (現行どおり)</p>
<p>(新設) (新設)</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>	<p><u>附則</u> (社外監査役の責任限定契約に関する経過措置) <u>第195回定時株主総会終結前に社外監査役と締結した会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第35条の定めるところによる。</u></p> <p style="text-align: right;">以 上</p>

3. 日程

定款変更のための定時株主総会開催日：2020年3月26日（木曜日）

定款変更効力発生時：上記定時株主総会終了の時

以上